

小美玉市文化ホールのあり方検討支援業務に関する質問回答一覧（令和8年6月11日 時点）

No.	該当資料	頁番号	質問事項	回答
1	全般	—	対象3施設について、提案書等の提出前に施設見学は可能でしょうか。また、「劣化度調査診断及び保全計画作成業務成果」等について、事前に閲覧することは可能でしょうか。	<p>施設見学につきましては、事前に日程等のアポイントをご連絡いただき、ホール予約がない場合に限り、見学は可能です。</p> <p>ただし、職員による説明案内は行わず、あくまで公共ホール利用者に公開されている範囲での見学となります。</p> <p>各資料の事前閲覧につきましては、公開情報ではないため、個別閲覧不可とします。</p> <p>なお、受託業者につきましては、要望があった場合に、みの～れの「劣化度調査診断」およびアピオス・コスモスの「保守業務報告書類」につきまして、資料の貸与（第1章 第8節）を予定しております。</p>
2	提出書類全般	—	いずれの提出書類も押印は不要でしょうか。	<p>一部の書類で押印が必要となります。</p> <p>契約書、委任状（入札及び見積りの権限委任）、監督表・指示（承諾）書 など</p>
3	特記仕様書	4	管理技術者及び照査技術者について、「若しくは同等の知識及び実務経験を有すると認められる者」とありますが、業務歴や類似実績等を提出すれば宜しいでしょうか。	<p>同等の知識を有するものでは、1級建築士等が該当となります。</p> <p>実務経験としては、業務歴や類似実績等を提出いただく形で構いません。</p> <p>上記2点を証明できる資料の提出をお願いします。</p>
4	特記仕様書	6	「要求水準等を含む公募要領(素案)の作成について検討を行う」とありますが、成果品には記載がありません。「要求水準等を含む公募要領(素案)」は成果品に含まれるのでしょうか、それとも検討を行うのみで良いのでしょうか。	<p>同頁「第8節 報告書作成 第1項 第1項前条までに検討した項目について、報告書に取りまとめるものとする。」とありますので、成果品内の報告書に含まれます。</p>

No.	該当資料	頁番号	質問事項	回答
5	特記仕様書	8・10	「小美玉市文化ホールのあり方検討委員会」について、委員謝金は市から支払われますでしょうか。受託事業者が支払う場合は、委員数を教えてください。	委員謝金につきましては、市からの支払いとなります。
6				
7				
8				
9				
10				

※ 実施要領・・・小美玉市文化ホールのあり方検討支援業務プロポーザル実施要領を指す。
 特記仕様書・・・小美玉市文化ホールのあり方検討支援業務委託特記仕様書を指す。